

## 高砂市総合計画策定に伴う意見募集等について(案)

高砂市総合計画審議会の運営に関する規程第11条に基づき、市民提案・意見募集に関する取扱いを次のとおり定める。

### 1 目的

高砂市総合計画審議会（以下「審議会」という）の審議により最終的な答申、報告等をする前に市民意見公募手続を行うものとし、審議会は、提出された意見を考慮して最終的な答申、報告等を行う。

### 2 対象者

次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に所在する学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

### 3 実施機関

市長

### 4 実施時期

原則、最終的な答申、報告等をする前とする。

### 5 実施方法

実施機関は、計画等の案を公表し、広く市民等から意見を求めるときは、案件に応じて次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要
- (3) 審議の概要を記載した資料
- (4) 必要に応じて計画等の案に関連する資料

また、実施機関は、計画等の案を公表しようとするときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関の事務所への備え付け
- (2) 情報公開コーナーへの備え付け
- (3) 市のホームページへの掲載

## (資料 4)

ただし、公表しようとする計画等の案等が著しく大量であるため、その全部を市のホームページに掲載することが困難な場合にあっては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、その計画等の案の全体の入手方法を明示するものとする。

### 6 募集期間等

意見の募集期間は、原則として公表の日から 30 日以上とし、意見の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等のうちから実施機関が定めるものとする。

また、市民等が意見を提出する際に、実施機関は、当該市民等の住所、氏名及び名称等の明記を求めるものとする。

### 7 意見の取扱い

実施機関は、意見の集約を行い、審議会に報告し、審議会は、提出された意見を考慮して最終的な答申、報告等を行うものとする。

また、審議会において、意見の取扱いが決まれば、実施機関は、提出された意見の概要及び意見に対する考え方を公表する。

ただし、提出された意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び意見を求めている計画等の案に関連のないものについては、考え方を公表しないことができる。

### 8 補則

上記 1 から 7 までの取扱いとは別に、「高砂市総合計画審議会の公開について」の取扱いに基づき、傍聴も可能であり、会議結果も公表するので、平成 21 年 6 月から平成 22 年 3 月までの間、総合計画策定に関し随時、市民提案・意見募集をホームページ等で行うものとする。

寄せられた意見等については、実施機関が取りまとめ審議会に報告するとともに、審議会で審議するものとし、提出された意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び総合計画策定に関連のないものについては、審議しないことができる。